

地域福祉推進委員設置要項

(目的)

第1条 地域にある福祉問題を早期に発見し、解決するための地域住民の福祉活動を起こしていく際のまとめ役として、各行政区又は小地域に地域福祉推進委員を設置し、地域福祉を推進していく人材を育成して行くことを目的とする。

(資格)

第2条 各行政区又は小地域在住のもので、70歳以下の男女各1名とし、地域より推薦を受けたもので、原則として区長や民生委員児童委員以外のものから選出する。

(委嘱)

第3条 小地域の中から推薦を受けたものを、本会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し再任は妨げない。

(役割)

第5条 地域福祉推進委員は次の役割を担う。

- (1) 福祉のアンテナ役
- (2) 小地域ネットワーク活動の推進役
- (3) 地域内での支援活動への参加
- (4) 住民への参加の働きかけ
- (5) その他地域福祉推進に必要な活動

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年11月28日から施行する。